

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>第1回 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会</p>
<p>開催日時</p>	<p>平成29年8月14日(月) 午後6時00分から 午後7時20分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市役所別館4階 第3委員会室</p>
<p>出席者</p>	<p>会長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委員：小川 知子 委員、原田 隆史 委員</p>
<p>欠席</p>	<p>渥美公秀 委員</p>
<p>案件名</p>	<p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】 (1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定候補者選定について ① 枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について ② 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について ③ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準について</p> <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】 (1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定候補者選定について ① 枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について ② 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について ③ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準について</p> <p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】 (1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定候補者選定について ① 枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について ② 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について ③ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準について</p>

<p>提出された資料等の名称</p>	<p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 諮問書 (写し) ・ 資料2 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・ 資料3 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の管理運営状況ならびに施設の概要について ・ 資料4 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集要項 (案) ・ 資料5 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・ 資料6 蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 指定管理者選定基準 (案) <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 諮問書 (写し) ・ 資料2 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・ 資料3 枚方市立御殿山生涯学習市民センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の管理運営状況ならびに施設の概要について ・ 資料4 枚方市立御殿山生涯学習市民センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者募集要項 (案) ・ 資料5 枚方市立御殿山生涯学習市民センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・ 資料6 御殿山生涯学習市民センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館 指定管理者選定基準 (案) <p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 諮問書 (写し) ・ 資料2 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・ 資料3 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館の管理運営状況ならびに施設の概要について ・ 資料4 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項 (案) ・ 資料5 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・ 資料6 楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館 指定管理者選定基準 (案) <p>【 共 通 資 料 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料7 枚方市立生涯学習市民センター条例 ・ 資料8 枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則 (今後、改正予定) ・ 資料9 枚方市立図書館条例 ・ 資料10 枚方市立図書館条例施行規則 (今後、改正予定) ・ 資料11 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) ・ 資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 ・ 資料13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 ・ 資料14 地方自治法(抜粋・第244条の2)
--------------------	--

決 定 事 項

【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・枚方市立図書館指定管理者選定委員会】

- ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。
- ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。
- ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項（案）については原案のまま確定。枚方市立生涯学習市民センター・図書館管理運営業務基本仕様書（案）については、「業務要求事項について」の「(4)図書館サービス業務」の「⑥その他」の（ア）を「図書館システムは市立図書館全館共通で使用しているため、スムーズに業務を行えるよう市立図書館と連携し、指定管理業務開始前に従事者研修を行うこと。現行システムは、L i C S Re 2（リックス・アールイーツー、NECネクサソリューションズ製品）。」と修正の上、確定することを確認。
- ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準を決定

【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・枚方市立図書館指定管理者選定委員会】

- ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。
- ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。
- ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項（案）については原案のまま確定。枚方市立生涯学習市民センター・図書館管理運営業務基本仕様書（案）については、「業務要求事項について」の「(4)図書館サービス業務」の「⑥その他」の（ア）を「図書館システムは市立図書館全館共通で使用しているため、スムーズに業務を行えるよう市立図書館と連携し、指定管理業務開始前に従事者研修を行うこと。現行システムは、L i C S Re 2（リックス・アールイーツー、NECネクサソリューションズ製品）。」と修正の上、確定することを確認。
- ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準を決定

【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・枚方市立図書館指定管理者選定委員会】

- ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。
- ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。
- ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項（案）については原案のまま確定。枚方市立生涯学習市民センター・図書館管理運営業務基本仕様書（案）については、「業務要求事項について」の「(4)図書館サービス業務」の「⑥その他」の（ア）を「図書館システムは市立図書館全館共通で使用しているため、スムーズに業務を行えるよう市立図書館と連携し、指定管理業務開始前に従事者研修を行うこと。現行システムは、L i C S Re 2（リックス・アールイーツー、NECネクサソリューションズ製品）。」と修正の上、確定することを確認。
- ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準を決定

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍聴者の数	—————
所管部署 (事務局)	文化生涯学習室・中央図書館

審 議 内 容

(開会 午後6時)

(事務局) 審議に先立ちまして、生涯学習施設・図書館の指定管理者選定手続を一時中止させていただいた経過等につきまして、報告させていただきます。

(事務局) 審議いただきます前に、選定委員会にかかわります、この間の経過と市の対応につきまして、報告をさせていただきます。

平成 30 年 4 月から生涯学習施設と図書館の複合全 6 施設に、指定管理者制度を導入することにつきましては、指定管理者選定委員会委員の 1 名による指定候補者となり得る事業者への不適切行為が明らかとなったことから、去る 7 月 14 日に選定手続を一時中止しておりました。

その後、市として当該委員に対して事実確認を行ったところ、他の委員に関係がないところで当該委員が特定の事業者に提案内容の助言と認められる文書を送っていたことが明らかになりました。

また、当該事業者につきましては、当該委員からこのような文書が一方向的に送られてきたことから、その対応に苦慮していたことが確認されたこと、当該事業者はその後の本市の事情聴取に誠実に対応していること等から、当該事業者にはこの事案に関し、問われるべき責任はないものと判断いたしました。

これらのことから、当該委員を解職するとともに、新たに委員をお迎えし、委嘱させていただいて、従前の 4 名の委員と合わせて、新たな組織構成のもとで、改めて指定管理者の選定手続を進めてまいります。

市として、今後このような事態を生じさせないよう、指定管理者の選定に関して慎重に事務を行ってまいります。

当該委員が当該事業者に送った文書の内容につきましては、生涯学習施設との複合施設において、一定の身分保障がある図書館長を総括責任者とする。地元大学などの司書課程履修学生を臨時職員等で採用すること。ボランティアによる友の会などを組織化すること。成人・高齢者向けイベントなどの工夫をすること。以上の 4 点ございます。

委員の皆様には、この間、大変、御心配と御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をおかりいたしまして、おわび申し上げます。

以上、簡単ではございますが、経過報告とさせていただきます。

(事務局) 本日の委員会について、後ほど公開、非公開を決定いただきます。

また、委員の皆様にお配りいたします資料につきましては、個人情報保護の観点から、委員会において最終的に答申をいただきました後、事務局において回収し、処分させていただきたいと考えております。

何か御質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【枚方市立蹠陀・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】

(事務局) ただいまから第 1 回枚方市立蹠陀・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開催いたします。

会長が選任されるまでの間、委員会を進行させていただきます。

本日、本委員会に対して、市長及び教育委員会から諮問書が提出されております。皆様のお手元にも紙ファイルの中に資料 1 として、その写しをお配りしております。

本委員会は、その諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。

なお、枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館につきましては、生涯学習市民センターと図書館の複合施設を1つの指定管理者に一体的に管理運営を行わせようとするものです。

平成 28 年度から先行して指定管理を実施している 2 館に加えまして、今回新たに他の 4 館にも指定管理者制度の導入を行ってまいります。

そうしたことから、**資料1**、諮問書も、生涯学習市民センターを所管する市長と図書館を所管する教育委員会、それぞれから諮問しているものです。

本日を第1回とし、答申まで全4回審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は5名中、4名の委員が出席ですので、会議が成立している旨、報告いたします。

(配付資料の確認)

案件 (1) 会長、副会長の選任について

(事務局) 本委員会には委員の皆様の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、会長を弁護士の相模太朗委員に、副会長を税理士の服部純子委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) 以降は会長に進行をお願いしたいと思います。

(会長) 本委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の**当日配付資料1**、指定管理者選定委員会の開催日程(案)をごらんください。

公募により選定を行っていただきます本委員会は4回の日程で開催させていただきたいと考えております。

本日は、第1回として、この後、**資料3**の施設概要及び管理運営状況について、**資料4**の募集要項(案)、**資料5**の仕様書(案)について説明させていただきます。これらは委員の皆様から御意見をいただいた上で、本市において最終決定をいたします。

続きまして、**資料6**の選定基準(案)についてですが、この選定基準は、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものです。本日、委員の皆様から御意見をいただいた上で確定してまいりたいと思います。

また、本日の委員会で募集要項等を御確認いただき、本市において、その内容を確認しますと、8月16日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、9月1日から応募書類の受け付け等を行う予定となっております。

第2回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかどうかを確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について審議いただきたいと思います。

第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーション、第4回の委員会では、委員会で採点結果を御報告し、委員の皆様合議の上、答申をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(会長) 委員の皆様、御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

案件(2) 委員会の運営について

(会長) 案件2、委員会の運営について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) **資料11**、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の抜粋をごらんください。

第3条、網掛け部分ですが、本市では原則、会議は公開するものとしております。

ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

また、第4条におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議において決定いただく旨を規定しております。

事務局としては、本会議の内容は、第3条の(2)枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれると考えております。

資料の裏面には、情報公開条例の抜粋を記載しております。本委員会は、(6)意思形成過程情報を審議するものと考えており、会議を公開しないことができると考えております。

資料の表面の会議録の作成ですが、規程の第7条の第3項の(1)にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確に記録することとされており、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものです。

ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せず、会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

事務局といたしましては、会議録を事務局で作成し、御確認いただいた上で、答申後、意思形成過程でなくなった段階で公開してまいりたいと考えております。

(会長) ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、お諮りします。

本件について、委員会の会議は非公開、会議録は作成した上で、委員会の答申後に公開とする。これに御異議ないでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) では、御異議なしと認めます。

本件につきましては、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

次に、委員会の提出資料の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 事務局としましては、会議録と同様、提出資料につきましても非公開情報が含まれるもの、す

なわち意思形成過程情報に該当するものとして、答申後に公開してまいりたいと考えております。

なお、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では公表している状況です。

つきましては、委員名簿の取り扱いにつきましても、協議いただければと考えております。

(会長) ただいまの説明について、御質問、御意見ございますか。

委員名簿につきましては、委員会の透明性確保の観点から、どういう方が委員に就任されているのかわかるよう、お名前と御職業について、**資料2**に記載されている程度で公表してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、お諮りします。

本件について、委員会の提出資料などについては、本委員会の答申後に公開することとし、ただし委員名簿については、氏名、職業について公表するというので、御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 異議なしと認めます。

案件 (3) ① 管理運営状況及び施設の概要について

(会長) 次に、案件 (3) の①蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とします。説明をお願いします。

(事務局) **資料3**、蹉跎・牧野施設の管理運営状況並びに施設の概要について、説明させていただきます。

資料3の10ページ、「2 施設の概要」から説明をさせていただきます。

(1) の蹉跎施設ですが、昭和 61 年に開設し、地下1階、地上3階構造で、1階が図書館、2、3階が生涯学習市民センターで、(4) 施設内容の③に記載しておりますとおり、本年3月末日をもって廃止した旧市民室サービスコーナーも併設しております。

生涯学習市民センターには、定員 120 人のホールや集会室などがございまして、図書館には蔵書約 9 万冊のうち、約 6 万 3,000 冊がフロアに並んでいる状況です。

次に、下の表、(2) 牧野施設ですが、昭和 63 年に開設をし、地下1階、地上3階構造で、1階が図書館、2、3階が生涯学習市民センターとなっており、蹉跎と同様、旧市民室サービスコーナーを併設しております。

11 ページの四角、中段の上にあります牧野北分館ですが、平成 19 年に市民交流センターとして開設し、多くの市民に御利用いただきましたが、効率的・効果的な管理運営を目指し、平成 30 年度に新たに牧野施設の分館として位置づけ、指定管理者制度を導入するものです。

次に、直近 3 カ年、平成 26 年度から平成 28 年度の利用状況について、説明させていただきます。

資料3の1ページ、①の蹉跎生涯学習市民センターの利用率、表中に網掛けをしていますが、平成 26 年度が 62.0%、平成 27 年度が 61.1%、2 ページに移っていただきまして、上の表の最下段ですね、平成 28 年度が 63.0%で横ばいの状況です。

続きまして、②蹉跎図書館ですが、開館日数は平成 28 年度指定管理者制度導入を機に、休館日を週 1 回

から月1回に変更した結果、329日に増加しています。

また、図書館の代表的な指標である貸出冊数は、平成26年度の約25万冊から平成28年度、約26万冊へと増加した一方、新規登録者については、749人から723人に、若干ながら減少しています。

3ページ、③の牧野生涯学習市民センターの直近3カ年の利用率ですが、表中網掛け部分、平成26年度の57.3%から平成28年の59.7%へと上昇しています。

続きまして、4ページの牧野図書館の貸出冊数は、開館日数の増加に伴いまして、約22万8,000冊から23万6,000冊に増加しています。

5ページ、⑤の現市民交流センター、牧野北分館の利用率ですが、平成26年度の47.12%から平成28年度は50.02%へと上昇していますが、表中に記載のとおり、和室、調理室、特に調理室の利用率が低いといった利用状況になっております。

5ページの下段以降には、施設の収支状況等について記載しておりますので、あわせて参照ください。

以上で、蹉跎・牧野施設の管理運営状況及び施設の概要の説明とさせていただきます。

(会長) ただいまの説明に関して、委員の皆さんから御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、本件については、説明がありました案を了承いたしますので、よろしく願いいたします。

案件(3)② 募集要項、基本仕様書について

(会長) 次に案件(3)の②募集要項、基本仕様書についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) (3)の②募集要項、基本仕様書ですが、これらの案を説明させていただく前に、選定委員会で審議をいただきまして、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、本市で修正・決定後、8月5日に公開させていただきました募集要項・仕様書との変更点について、説明をさせていただきます。

【当日配付資料2】、募集要項・仕様書の新旧対照表に記載のとおり、変更箇所は募集要項で2カ所、基本仕様書で1カ所、計3カ所になります。

1の6施設共通で変更した部分といたしまして、募集要項で、(1)の表中に記載しておりますとおり、募集の一時中止・再開に伴う日時等を変更させていただいております。

次に、(2)といたしまして、先ほど説明をさせていただきました今回の不適切事案を踏まえまして、(4)留意事項、募集要項の留意事項ですが、申請団体に対し、市への速やかな報告を義務付けるとともに、報告がない場合は失格とすることがあることを加えております。

裏面をごらんください。

今回募集する6施設のうち、楠葉・津田のみ変更した部分ですが、指定管理者に対しまして、津田支所地階部分にある図書館書庫の適切な管理、蔵書貸出等の対応を行うことを加えるものです。変更箇所につきましては、以上の3点です。

それでは、【資料4】、募集要項の案に基づき、説明させていただきます。「2 管理の基準」ですが、管理運営の基本的事項として、施設の休館日、開館時間等を記載しております。

次に、「3 業務の範囲・内容」ですが、業務の範囲・内容の概要を記載し、詳細につきましては、基本仕様書で記載をしております。

4 ページの下段の「4 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、自動販売機のほか、牧野施設 2 階事務室及び地階倉庫の一部について、人形劇フェスティバル実行委員会事務所及び倉庫として、行政財産目的外使用許可を与えておまして、平成 30 年度以降も同様の取り扱いをする旨を記載しています。

次に、5 ページ下段の 8、提案上限額では、指定管理料の上限額を 5 年間総額で 11 億 2,845 万 1,000 円と定めております。

なお、募集に当たって調査基準価格の設定、これを下回る提案額での申請に関し、提案額での適正な業務履行が可能か否かについて、選定委員会において審議いただくと記載をしております。

提案上限額につきまして、[参考資料 1](#)、指定管理料上限額の算定根拠ですが、光熱水費は、図書館の開館時間延長、これは開館時間を 1.5 倍に延長することで、その増加分を実績額に割り増ししております。

修繕料は、両施設の過年度実績を踏まえ、1 年度 170 万円を見込むことといたしております。

委託料は、平成 30 年度における蹉跎・牧野施設に係る警備委託料、それから平成 30 年度から平成 34 年度の牧野北分館各種業務委託を市が既に契約をしておまして、これに係る費用は指定管理者ではなく、市が直接、委託業者に支払うことになることから、総額からその費用を差し引いております。

次に、人件費ですが、市職員の標準人件費等をもとに、それぞれの人数を立てて算出した結果、生涯学習市民センターでは年間 4,305 万 3,000 円、図書館では 4,058 万円、牧野北分館では 232 万 9,000 円となりました。

以上を踏まえまして、蹉跎・牧野・牧野北分館の 5 年間合計で 11 億 2,845 万 1,000 円を提案に当たっての上限額とさせていただいたものです。

[資料 4](#)の募集要項（案）の 8 ページの「10 指定管理者に付与する権限」ですが、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための改修・改善提案、並びに本年 3 月末で廃止した旧市民室サービスコーナーについて、自習室など、備品購入等の室内整備プランと管理運営計画の事業提案を指定管理者に求めることを記載をしています。

11 ページには、指定管理者の義務を定めております、(5) 災害時の対応ですが、牧野北分館は本市の地域防災計画で第 1 次避難所、また蹉跎施設を災害時におけるボランティア拠点に指定しておまして、指定管理者に対しまして、災害時における協力を求めます。

13 ページ下段、16 の募集要項・指定申請書・様式等の配布から以降、18 の申請書受付になりますけれども、14 ページから 15 ページにかけてですが、先ほど説明したとおり、スケジュールとしてお示しをしています。

まず、募集要項等の配布、13 ページに戻りますが、本日、御確認いただいた後に確定しまして、16 日から 29 日までとします。

14 ページですが、現地説明会は 8 月 21 日に開催します。

質疑期間は、現地説明会開催日の 8 月 21 日から 27 日までの 1 週間、回答の公開及び申請書受け付けは、9 月 1 日から 29 日までの 1 ヶ月としております。

これらのスケジュールにつきましては、日程等の都合上、今回募集する 6 施設共通とさせていただいています。

15 ページの下のところ、(4) 留意事項、先ほど申し上げましたが、15 ページの⑦本募集に関する複数申請の不可について定めるとともに、本市が実施するその他の公募での重複応募を可とするものの、履行責任が生じることを記載しております。

17 ページ、別表 1 のリスク分担表ですが、指定管理者制度導入に当たっての市と指定管理者間のリスク

の種類、内容等に応じて負担する者、リスクの種類を左列に定めまして、右に管理者として、市、指定管理者、それぞれのリスクの内容に応じた負担者を定めております。

18 ページの別表2、管理運営状況一覧表では、現行の人員体制を左から2列目、一番上の行に、現行管理運営体制を記載しておりますが、これを左列に挙げまして、右列に平成30年度以降の管理運営体制を記載しております。

指定管理者が配置する職員体制といたしまして、右列の上から、総括責任者、副総括責任者、生涯学習市民センター所長、図書館長、それぞれの業務リーダー、サブリーダー、スタッフについて、それぞれの人数、兼務の可否、勤務体制、配置人数についてお示ししています。

19 ページの牧野北分館ですが、左から2列に記載しておりますが、枚方市直営による管理運営として、現在、当該施設には常駐しておりませんが、所長については、市担当部署の課長代理が兼務し、市内の社団法人への業務委託により管理運営を行っております。

平成30年度以降は、牧野生涯学習市民センターの分館として管理運営を実施することから、当該施設長につきましましては、牧野生涯学習市民センター所長が兼務することを求めています。

なお、従事者に求める要件等は、基本仕様書において説明しますので、ここでは説明を省略いたします。

続きまして、基本仕様書に関する説明として、**資料5**の3ページをごらんください。

資料5、業務実施体制としまして、(2)の総括責任者ですが、蹉跎・牧野にそれぞれ市・教育委員会の承認を受けた総括責任者を1名配置することを求めます。総括責任者は、正社員として業務全体を総括することを求めます。

(4)生涯学習市民センター所長ですが、生涯学習や地域活動等の経験など、専門スタッフとしての専門知識、従事経験を有することなどを記載しております。

その下、(5)図書館長ですが、3年以上の図書館勤務経験を有する者を置くことを記載をしております。

次に4ページ、(8)開館時間中におけるスタッフと上位者の配置についてですが、蹉跎・牧野施設では、指定管理者制度導入を機に、生涯学習市民センター施設の利用許可等並びに図書館の貸出業務等を一体的に行う総合窓口を既に設置をしております。

本市といたしまして、この間の実績・検証結果等を踏まえ、今回、選定手続を行う6施設のうち、蹉跎・牧野の2施設については、総合窓口を継続することとしております。

そのため、現在の指定管理業務実施体制等を基本に、生涯学習市民センター2、3階では、昼間時間帯は2人以上の配置とし、センター所長、業務リーダー、サブリーダーによる交代制勤務とすること。図書館では、開館時間中は図書館長、図書館業務リーダー、サブリーダーによる交代制勤務とすることを求めています。

その下、(9)その他ですが、総括責任者のほか、副総括責任者、生涯学習業務・図書館業務のそれぞれのリーダー、計4名については、正社員配置を求めています。

次に業務要求事項、8ページ、まず、(1)といたしまして、開館、閉館業務について、(2)で窓口業務について記載してありまして、①生涯学習市民センターの利用に当たっては、利用の手引き等に基づき、部屋の予約、使用料の納付、使用許可証の発行、鍵の貸出、返却、使用料の減免業務等を実施すること。これらの業務は1階図書館内の総合窓口カウンターで枚方市の予約システムにより、使用受付を行うこと。これらの端末を無償で貸与することを記載しております。

あわせて、指定管理者に対しましては、市民サービス向上の観点を踏まえた総合窓口業務の具体について提案を求めています。

次に、②使用料の徴収、還付等の業務の下、(カ)になりますけれども、料金のほか、市民サービス向上の観点から、両施設の設置目的等を踏まえた物品販売やホール等の利用に係る新たな備品の貸し出しなど、事務所サービスについて提案すること。収入については、指定管理者の収入としますが、施設の設置目的等を踏まえた適切な料金設定を求めています。

次に、9ページの⑤ですが、センター施設の開放について、(ア)では両施設の2階ロビーの開放、(イ)では蹉跎の「じどう室」の開放、(ウ)は牧野のプレイルームの開放について記載をしています。

次に、(3)文化学習事業といたしまして、①の生涯学習事業では、生涯学習のきっかけづくりやセンターの認知度の向上・活性化につながるような事業として、表中に記載している事業例を参考として、自主事業提案を求めます。

また、牧野北分館調理室、和室の利用状況、施設稼働状況等も踏まえた施設活性化に向けた提案を求めるものです。

表の下、②活動委員会事業では、市民と活動委員会を組織し、業務リーダー、サブリーダーが各1名、活動委員会に参画、積極的にかかわることを求めます。

なお、例年の開催事業については、別冊で記載しております。あわせて御参照いただきますよう、よろしくをお願いします。

次に、③の実行委員会形式事業といたしまして、牧野施設では、年1回、枚方人形劇フェスティバルを開催をしています。指定管理者には、市を初め、関係機関とともに、実行委員会に参画をして、同フェスティバルを実施することを求めます。

12 ページ、(4)図書館サービス業務の資料の③、「滞在型図書館」、「課題解決型図書館」の考え方の具体化では、図書館第3次グランドビジョンでお示しをしているコンセプトを具体化する提案を求めています。

続きまして、13 ページ以降、(5)施設維持管理業務として、①から、②駐車場・駐輪場、③設備、④備品、⑤防災設備、⑥樹木等、それぞれの維持管理・補修や14 ページ以降、清掃、それから空調設備保守点検を初め16 ページの中段ですが、オストメイト対応多目的トイレの点検まで、指定管理者に求める各種業務委託を記載いたしております。

なお、これらの業務の詳細につきましては、お手元の別紙19、各種点検業務仕様書に記載しております。

続きまして、17 ページ以降には、(6)広報宣伝、情報収集・発信業務、(7)利用統計・事業報告書作成業務、(8)モニタリングなどを記載しております。

最後に、18 ページから19 ページの(9)その他必要な業務について記載をいたしております。

(会長) ただいま説明がありました募集要項と基本仕様書について、委員の皆様から何か御質問、御意見ありますでしょうか。

修正点があれば、委員の意見を踏まえ、それを会長、副会長に示し、明日中に修正するということですか。

(事務局) はい。そのようにさせていただきたいと考えております。

(会長) 日程的に余裕がないと思いますが、物理的に可能ですか。

(事務局) 大幅な修正等がございましたら、日程等については、改めて調整させていただくことも考えております。

(会長) わかりました。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、御質問、御意見ないようですので、募集要項と基本仕様書については、ただいま説明がありましたとおりの案を了承します。

案件 (3) ③ 選定基準について

(会長) それでは、案件 (3) の③指定管理者の選定基準についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料6の選定基準ですが、委員の皆様は申請団体を採点いただく際の基準となるものです。

選定の基本的な考え方といたしましては、1ページの表中、本市要求事項に対する確認事項を各事業者の提案内容が満たしているかを確認をいただきまして、確認事項以上のすぐれた提案内容に対する加点評価を行う2段階方式で採点をいただくものです。

1ページ下段の「Ⅱ 選定委員会における審議の内容」、「1. 内容審査」といたしまして、申請時に実施する基礎審査、これは、募集要項で定める提出書類等に不足がないか。また押印もれ等がないか。失格要件等に該当しないか等について、所管部署が実施をするものですが、申請時に行う基礎審査を受けた申請団体に対して、選定委員会での審査をお願いするものです。

採点、評価に当たりましては、2ページ上段の表中に記載しておりますとおり、確認事項を満たす記載、提案がなされていると判断された場合、その場合はC評価とし、表中に記載する考え方に基づきまして、それぞれ上回ると判断されるものには加点評価、不足している、あるいは記載がないと判断されるものについては減点評価をいただくといった考え方です。

資料の右ページ、事業計画に関する内容審査表、表題、事業計画に関する内容審査に記載しております。

表中の1行目、網掛け部分ですが、左の列から、要求事項、確認事項、加点事項の順に記載をしております。

それぞれの要求事項、例えば表中の一番上の行、これが要求事項に当たりますが、①の経営方針に関し、事業者から提出された事業計画書の記載内容やプレゼンテーション内容を踏まえ、AからEの評価、採点をしていただくものです。

表中の右の列には、配点ウェイトと得点の列、例えば、ただいま申し上げた要求事項、経営方針をA評価とした場合、120点に配点ウェイトの5%を乗じて得られた点数、一番右になります、6.0をあらわすものです。

前のページ、2ページ「Ⅲ 指定管理料について」ですが、最も低い指定管理料の額を提案した申請団体を400点満点、その他の団体はこの表中でこの資料に書いていますが、得点化計算式によって得られた得点をその事業者の指定管理料の額の得点とし、内容審査点を加えた総合評価点が最も高い事業者を指定候補者として選定するものです。

なお、お手元、参考資料といたしまして、選定基準の補足説明資料を添付しております。あわせて御参照いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

(会長) ただいま説明のありました選定基準について、委員の皆さんから御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、御質問、御意見ないようですので、本件はただいま説明がありました案を了承します。

案件 (4) その他について

(会長) 次に (4) その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回の委員会は、10月3日の午後6時から、特別会議室、この場所にて開催させていただきたいと考えておりますので、御出席のほうよろしくお願いいたします。

また、現地の視察につきまして、もし御希望がありましたら調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 以上で、枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定委員会を閉会します。

【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】

(会長) 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開会します。

案件の生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてから審議を行います。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いします。

(事務局) それでは、ただいま紙ファイルにてお配りさせていただきました資料で、次第と資料1から資料14まで、それからその次に参考資料1、参考資料2とついております。配付もれ等がありましたら、申し出ただけたらと思います。

案件 (3) ①管理運営状況及び施設の概要について

(会長) それでは、案件 (3) の①生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料3、8ページ、2の施設の概要、(1)御殿山施設ですが、昭和62年に開設し、地下1階、地上2階建て、いわゆる半地下構造で、地下1階が図書館、1、2階が生涯学習美術センターとなっております。

生涯学習美術センターは、本市全域を対象とする美術施設として、洋画、日本画、版画、陶芸などの創作室のほか、他の生涯学習市民センターと同様、定員80人のホールなどがありまして、図書館には書庫を含め、蔵書約7万冊という状況です。

次に、下の表、(2)菅原施設ですが、平成9年に開設し、地下1階、地上3階構造で、1階が図書館、2、3階が生涯市民学習市民センターで、別棟で陶芸棟、また本年3月末日に廃止をいたしました旧市民サービスコーナーを併設しております。

9ページですが、生涯学習市民センターには、定員150人のホールや集会室、図書館には書庫を含めて蔵書約10万冊があります。

次に、平成26年度から平成28年度にかけての利用状況について、説明いたします。

1ページ、①の御殿山の直近3カ年の利用率です。それぞれ網掛けをしていますが、平成26年度が58.8%、平成27年度が57.0%、平成28年度につきましては57.5%となっております。

続きまして、2ページの②御殿山図書館ですが、開館日数、上から2行目になります。平成26年度以降、291日、292日、286日となっております。

また、貸出冊数、利用状況の一番上のところの網掛けですが、平成 26 年度の約 18 万冊から平成 28 年度は約 16 万冊と、新規登録者についても 394 名から 297 名に減少しているところです。

3 ページ、③の菅原センター直近 3 カ年の利用率ですが、平成 26 年度が 66.0%、平成 27 年度が 67.2%、平成 28 年度が、これは 4 ページのところ、平成 28 年度の上、62.5%となっております。

続きまして、菅原図書館の貸し出し冊数ですが、利用状況の一番上、約 37 万冊から 33 万 7,000 冊へと減少傾向です。

なお、菅原施設では、平成 28 年度、空調改修工事を実施いたしまして、その間、開館できなかつたため、生涯学習市民センターの施設利用者、あるいは図書館貸出冊数が前年度と比較して減少したもの、これが一因であると考えております。

5 ページ以降につきましては、両施設の収支状況について記載しておりますので、あわせて御参照くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上で、御殿山及び菅原施設の管理運営状況並びに施設の概要の説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明のありました施設の概要について、皆様、御意見、御質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

案件 (3) ②募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次の案件 (3) の②指定管理者の募集要項、基本仕様書についてを議題とします。説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料 4、募集要項の案に基づきまして、説明をさせていただきます。

なお、蹉跎・牧野との重複部分は説明を省略させていただきます。

まず、3 ページの「3 業務の範囲・内容」ですが、御殿山施設における美術関連業務の詳細は、基本仕様書に記載しておりますが、(4) 市所蔵美術工芸品の取り扱い業務、(5) 枚方市美術施設運営委員協議会に関する業務を追加いたしております。

4 ページ中段、行政財産目的外使用許可の取り扱いでは、自動販売機のほか、菅原施設の入り口横で現在、行政財産目的外使用許可を与え、営業を行っている喫茶コーナーの平成 30 年度以降の取り扱いについて、記載をしております。

5 ページ一番上、「8 提案上限額」では、指定管理料の上限額を 5 年間総額で 11 億 684 万 3,000 円と定めています。

なお、蹉跎・牧野と同様、募集に当たっての調査基準価格の設定、これを下回る提案額での申請に関し、提案額での適正な業務履行が可能か否かについて、選定委員会において審議いただくことを記載しています。

なお、提案上限額につきましては、物件費は直近 3 カ年の過年度実績額、人件費は市職員の標準人件費等から算定しておりまして、これら蹉跎・牧野と同様の考え方に基づく算定根拠を参考資料 1 として添付させていただきますので、あわせて御参照いただきますよう、よろしく願いをいたします。

7 ページ、「10 指定管理者に付与する権限」ですが、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための改修・改善提案、菅原施設の旧市民室サービスコーナーについて、自習室など備品購入等の室内整備プランと管理運営計画の事業実施提案を求めることについて記載をいたしております。

13 ページ、募集要項の配布、16 番から 18 番の項で、御殿山・菅原両施設におけるスケジュール、これらのスケジュールについては蹉跎・牧野と同様となっております。

16 ページの別表 1、リスク分担表では、下から 5 行目、左列。市所蔵、御殿山施設への指定管理者制度

導入に当たりまして、市所蔵美術工芸品・資料等の損傷に関し、リスク内容に応じた負担者を定めているものです。

17 ページの別表2、管理運営状況一覧表では、現行の市直営の人員体制を左列に挙げまして、右列に指定管理者に求める管理運営体制を記載しています。

なお、各従事者に求める要件等については、基本仕様書において説明させていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

続きまして、基本仕様書に関する説明をさせていただきます。

資料5、1 ページ下段です。管理運営業務の内容ですが、先ほど申し上げた(4)(5)に御殿山施設における業務区分といたしまして、市所蔵美術工芸品の取り扱い業務、枚方市美術施設運営委員協議会に関する業務を指定管理者に求めることを記載しております。

3 ページ、業務実施体制の内容となりますが、(4)生涯学習市民センター所長ですが、①御殿山では、美術施設の長として、美術史・美術教育の専門知識を有する人材を配置すること。②といたしまして、菅原では、生涯学習や地域活動等の経験など、専門スタッフとしての専門知識、従事経験を有することなどを記載いたしております。

続きまして、4 ページ中段、(8)生涯学習市民センターにおける専門職員の配置ですが、御殿山には学芸員有資格者1人以上を配置すること。また、版画、木工、金工などの活動活性化等のために美術教諭資格または準ずる者を1人以上配置すること。御殿山・菅原両施設に大学等で陶芸の専門課程を修了した者またはこれに準ずる者をそれぞれ1人以上配置することを求めてまいります。

次に、(9)開館時間中におけるスタッフ、上位者の配置についてですが、蹉跎・牧野と異なり、御殿山・菅原では、総合窓口は導入いたしませんので、両センターでは、昼間時間帯では4人以上の配置とし、そのうち2人はセンター所長、業務リーダー、サブリーダーによる交代制勤務とすること。また、図書館では開館時間中、図書館長、業務リーダー、サブリーダーによる交代制勤務とし、カウンターには2人以上配置することを求めるものです。

8 ページ、(2)窓口業務について、②では、御殿山生涯学習美術センターでの陶芸用電気窯使用抽選会の実施、少し下のほうになりますが、③の(オ)料金のほか、市民サービス向上の観点から、両施設の設置目的等を踏まえた美術用具、画材などの物品販売、ホール、湯沸かし室等の利用に係る新たな備品の貸出など、事務所サービスについての提案、またそれらの収入については指定管理者の収入とし、施設の設置目的等を踏まえた適切な料金設定を求めております。

次に、9 ページの⑤、施設の開放について、両施設のロビーの開放、また菅原の子どもコーナーの開放について記載をいたしております。

次に、(3)、①の生涯学習事業では、生涯学習のきっかけづくりやセンターの認知度の向上・活性化につながるような自主事業の提案といたしまして、10 ページ、上段途中の(エ)に記載しておりますが、御殿山では現在、枚方市ゆかりの若手作家に1階ロビー展示ケースを出展スペースとして提供するアートフラッシュなどの事業を実施いたしております、表中に記載している事業例を参考に、自主事業提案を求めるものです。

次に、②美術関連事業といたしまして、市民の文化芸術活動の振興を目的として、初心者向けの実技講座や企画展実施を求めます。

次に、③陶芸講座ですが、大人、子ども向け陶芸体験、電動ろくろ体験等、魅力ある講座の提案を求めるものです。

④地域との連携事業では、アートを通じた御殿山、渚地域との連携事業、御殿山商店会のアート委員会への参画を求めるものです。

⑤活動委員会事業では、蹉跎・牧野と同様、積極的にかかわっていくこと、御殿山のセンターまつりを活動委員会事業として実施することとしております。

なお、例年の開催事業については、別冊で記載しておりますので、あわせて御参照ください。

11 ページ①の上のほうですが、実行委員会形式事業といたしまして、御殿山施設では年1回、作品合同展を開催しています。指定管理者は事務局を担い、参加団体から選出された役員及び実行委員会が自主・自立で開催するものです。

本実行委員会における会場提供、出展受け付け、会議資料の作成等を指定管理者に求めるものです。

12 ページ、⑫その他といたしまして、菅原施設の陶芸棟で制作した作品等と1階喫茶コーナーとの連携事業を企画実施することを求めています。

次に、12 ページ、(4)市所蔵美術工芸品の取り扱い業務では、①保管として、市が所蔵する美術工芸品を作品資料の特性に応じ、適切な環境で保管すること。作品保管室の温湿度の定期的な計測、厳格な入室管理を行うこと。年1回の実地棚卸しの実施、報告、協議を行うことを求めています。

②公開といたしまして、大阪美術学校関係作家を中心といたしまして、年2回以上、1階ロビー展示ケースに所蔵作品を展示すること。1階立体用展示ケースにおおむね年10回程度、所蔵作品を展示することを求めます。

そのほか、③として、所蔵する美術工芸品等の貸出しについて申請時の対応。④その他といたしまして、美術工芸品の寄附申出に関する協力を求めるものです。

12 ページ、最下段、(5)枚方市美術施設運営委員協議会に関する業務(御殿山施設)では、年3回開催しております協議会への出席、資料作成を求めています。

13 ページにわたりまして記載しておりますが、また同協議会で委員から示された意見に対応することを求めます。

以上で、管理運営業務に係る基本仕様書の説明とさせていただきます。

(会長) 今のことにつきまして、御質問、御意見はありますか。

(A委員) 蹉跎のほうに戻るかもしれませんが、資料5の13ページの一番下から3つ目の項目、図書館指定ソフトの名前なんですけども、5年間の指定管理の場合に、平成30年からのシステムがもう既に決まっていて、5年間変わらないと確定してるんですか。

(事務局) 現在は、平成28年度に導入しました、このLiCS-R2を使っていますが、リース期間の終了に合わせ、更新を予定しております。

(A委員) その場合に、平成35年3月31日、5年間とするという指定期間の間で、これがLiCS-R2以外は使わないというふうに確定していますが、大丈夫なんでしょうか。

(事務局) これは変わる可能性があります。

(A委員) これを書いてしまうと、次の選定のときにこれにしなくてはいけなくなってしまう可能性はないのでしょうか。

(事務局) その部分については、表現を整理したいと思います。

(A委員) 現在の図書館システムソフトの交換後の図書館システムソフトを使用して、すぐに業務を行えるように市立図書館と連携して、指定管理事業の前に、従事者の研修を行うこと。現時点の図書館システムソフトはLiCS-R2というような形にしないと、現実問題としては、次のときにベンダーが限られて

しまう可能性があります。

(事務局) 御指摘いただいた趣旨で整理をしたいと思います。

(A委員) 先ほどの蹉跎・牧野も同じです。

(会長) ほかに何か御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、本件は今の説明がありましたとおり、案を了承いたします。

案件 (3) ③選定基準について

(会長) 次に、案件 (3) の③指定管理者選定基準についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) **資料6**選定基準は、蹉跎・牧野でも説明させていただきましたとおり、募集要項、仕様書に基づき作成するものでして、委員の皆様へ申請団体を採点いただく際の基準となるものです。

1枚めくっていただきまして、事業計画に関する内容審査。選定基準ですが、左列の確認事項では、多くの項目について、募集要項または基本仕様書において、市・教育委員会が事業者に向けて求めている提案に対して、事業者がどう応えるかを確認するという形を取っています。そのことで事業者の提案能力を検証するとともに生涯学習市民センターと図書館という複合施設の運営に民間のノウハウを生かしていきたいと考えております。

なお、提案につきましては、両施設の来館者、利用者のサービス向上を目指すもので、両施設の設置目的等を踏まえた美術用具、あるいは画材等の物品販売や施設や備品の改善、新たな事業実施など、施設の魅力を向上させるもの、そして来館者の増加につながるような企画としております。

また、両施設から外部へ出かけていくような活動については、対象といたしておりません。逆に小学校から生涯学習市民センター、図書館に見学に来るといった依頼については、積極的な対応をいただく形で考えております。

(会長) ただいま説明のありました選定基準について、皆様から御質問、御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、本件は説明のありましたとおりの案を了承します。

案件 (4) その他について

(会長) 次に、(4) その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) その他の事項としまして、次回の選定委員会は、本日と同様、蹉跎・牧野の審議に引き続き実施させていただきたいと考えております。

(会長) 以上で、枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定委員会を閉会します。ありがとうございました。

【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】

(会長) 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定委員会を開催します。案件の生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてから審議を行います。まず、事務局から配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

案件 (3) ①管理運営状況及び施設の概要について

(会長) 案件 (3) の①生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とします。説明をお願いします。

(事務局) 資料③の7ページ、管理運営状況並びに施設の概要について、資料③の表の下、施設の概要ですが、まず(1)楠葉施設です。こちらは昭和57年に開設し、地上3階建て構造で、2、3階が生涯学習市民センターとなっています。楠葉施設は、表中の(3)主な施設内容のとおり、今回、指定管理者制度を導入をいたします生涯学習市民センター・図書館のほか、④市民室北部支所、それから保健センターの出張施設であります⑤(仮称)市民の健康を支える地域拠点、⑥といたしまして、楠葉なみき小規模保育施設との複合施設である点がこの施設の施設上の特徴となっております。

8ページ、生涯学習市民センターですが、定員100名の大集会室、いわゆるホールですが、大集会室などがございまして、図書館には書庫を含め、蔵書約9万冊があります。

その下、(2)津田施設。平成2年に開設し、地上4階構造、1階は駐車場、2階が図書館、3、4階が生涯学習市民センターで、施設内での往来はできませんが、市民室津田支所が隣にあります。

なお、支所の専用駐車場が狭隘であることから、支所の利用者の多くが津田施設の駐車場を利用されている利用状況です。

生涯学習市民センターには、定員120人のホールや集会室、図書館には書庫を含め、蔵書約10万冊があります。

次に、平成26年度から平成28年度にかけての利用状況、1ページ①の楠葉生涯学習市民センターの直近3カ年の利用率ですが、平成26年度が63.2%、平成27年度が一番下の57.7%、2ページに移っていただきまして、平成28年度が61.7%。おおむね横ばいといったところです。

続きまして、②楠葉図書館ですが、開館日数、上から2行目、平成26年度以降275日、292日、286日となっております。

また、図書館貸出冊数、利用状況の一番上ですが、非常に貸出冊数が多い館となっております、平成26年度は約36万冊、平成28年度には、約45万冊へと大幅に、さらに増加をしているといった状況です。

3ページ、津田生涯学習市民センターの直近3カ年の利用率ですが、平成26年度が58.9%、平成27年度が57.1%、4ページの上に行ってください、平成28年度につきましては、58.0%という状況です。

続きまして、④の津田図書館ですが、貸出冊数は、楠葉よりも少ないのですが、直近3カ年では、約20万冊と横ばいの状況です。

5ページ以降につきましては、両施設の収支状況を記載しております。あわせて御参照くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上で、管理運営状況並びに施設の概要についての説明を終わります。

(会長) ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

案件 (3) ②募集要項、基本仕様書について

(会長) 次に、次の案件 (3) の②指定管理者募集要項と基本仕様書についてを議題とします。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) **資料4**、募集要項の案につきまして、説明をさせていただきます。

資料4の3ページ、業務の範囲・内容の中段、(5)です。施設維持管理業務、⑦各種点検業務ですが、清掃に関する業務のほか、それぞれ③の下線を付してる9つの楠葉施設における業務につきましては、現在、市民室北部支所等の市施設と一体で行っている業務です。

指定管理者制度導入後、平成30年度以降につきましても、一体での業務実施を行うようにしております。指定管理者が発注する事業者に対しまして、市が委託契約を行うということを記載をしているものです。

4ページ下段の8、提案上限額ですが、指定管理料の上限を5年間総額で10億4,580万1,000円と定めております。

提案上限額の算定根拠、基本的な考え方についても先ほどまでと同様、**参考資料1**に記載しておりますので、あわせて御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

12ページ、募集要項、指定申請書、様式等の配布から、18、指定申請書受け付けで記載する受け付けスケジュール、すべて同一日程で実施をいたします。

続きまして、**資料5**の仕様書4ページ中段、(8)開館時間中におけるスタッフと上位者の配置ですが、御殿山・菅原と同様、楠葉・津田でも総合窓口を導入いたしませんので、両センターでは、昼間時間帯は4人以上の配置、そのうちの2人はセンター所長、業務リーダー、業務のサブリーダーによる交代制勤務。図書館では、開館時間中は図書館長、リーダー、サブリーダーによる交代制勤務といたしまして、カウンターには2人以上の配置とすることを求めます。

11ページの下段⑨その他、楠葉施設の2階ロビーには、以前は障害者団体に目的外使用許可を与えまして、菅原と同様、喫茶スペースとして活用してきた経過があり、楠葉施設の2階ロビーに厨房施設を備えたオープンスペースは、現在、障害者団体が撤退されましたので、月2回、活動委員会事業「くずはサロン」で使用しております。

施設の有効活用の観点から、活動委員会事業と重複しないその他の時間帯区分での新たな事業実施提案を指定管理者に求めるものです。

次に、13ページの②駐車場・駐輪場の維持管理・補修ですが、この両施設は、先ほども申しあげました市民室支所など他の施設との複合施設として、現在、駐車場・駐輪場を併用している状況です。

そうしたことから、楠葉・津田施設においては、混雑時における市施設職員等との連携した対応を求める記載をしています。

以上、管理運営業務に係る基本仕様書の説明とさせていただきます。

(会長) 委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、御質問、御意見、特にないようですので、本件は説明のありました案を了承いたしま

す。

案件 (3) ③選定基準について

(会長) 次に、案件 (3) の③指定管理者の選定基準についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) **資料6**、選定基準の案ですが、本市では、確認事項において、募集要項または基本仕様書における市・教育委員会が事業者を求める提案に対して、事業者がどう応えるかを確認する形を取っております。

1枚めくっていただきまして、事業計画に関する内容審査表の下から2行目、要求事項、下から2行目(ウ)の事業提案。左から2列目、確認事項の列になりますが、15番、楠葉施設2階ロビーの厨房施設を備えたオープンスペースを活用した事業が具体的に提案されている、また、16番といたしまして、滞在型図書館、課題解決型図書館のコンセプトを具体化するアイデアが提案されているを要求事項(ウ)事業提案を達成するための確認事項、これは必須事項としておりまして、右から3列目、加点事項といたしまして、複合施設としての利用者サービス向上の観点から、より具体的で実現性のある企画が提案されているということ掲げているものです。

委員の皆様におかれましては、申請団体の提案内容が加点事項に相当し、実現可能性がある等、判断された場合は、AあるいはBとしていただくものです。

なお、その他にも施設改善提案や利用者対応提案なども求めています。本市といたしまして、提案については、利用者サービス向上を目指すものでして、施設や備品の改善、新たな事業実施提案など、施設の魅力を向上させるものとして、来館者増につながるような企画を指定管理者に求めているものです。

(会長) ただいま説明のありました選定基準につきまして、委員の皆様方から御質問、御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、本件につきましては説明のありました案を了承いたします。

案件 (4) その他について

(会長) 次に、(4) その他の事項について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 今回の選定委員会は、本日と同様、蹉跎・牧野、御殿山・菅原の審議に引き続き実施させていただきたいと考えております。

(事務局) 先ほど、A委員のほうから御指摘いただきました文言について、この場で確認させていただいてもよろしいでしょうか。

蹉跎・牧野の基本仕様書の12ページ、楠葉・津田で申し上げますと、**資料5**の12ページです。

⑥のその他(ア)、今現在、図書館システムソフト、LiCS-Re2とこう続いておりますが、そこを図書館システムは全図書館で共通で使用しており、そのシステムを使用してスムーズに業務を行えるよう市立図書館と連携して指定管理業務開始前に従事者の研修を行うこと。ただし、現行の図書館システムについては、LiCS-Re2であるという旨の記述に変更させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(会長) よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

(閉会 午後7時20分)